

第 6 章（財政政策）の重要用語

①大統領予算教書

議会での予算審議に先立って、例年 2 月、大統領が議会に対して提出する、大統領の望む政策志向を反映させた予算案。具体的には、大統領府にある行政管理予算局が、各省庁からの予算要求をとりまとめ査定する形で編纂される。この点では日本における財務省予算案にあたる。ただし、予算編成権限が議会に集中しているアメリカでは、大統領予算教書はあくまでも議会での予算審議の参考に供されるに過ぎず、法的拘束力をもたない。

②予算決議

連邦政府の本来の予算にあたる歳出予算法の策定に先立って、税収、財政支出総額、財政収支といった総額レベルでの予算を策定したもので、両院の予算委員会が中心となって例年 4 月に策定される。予算決議には、総額のみならず、その策定根拠として、各行政機関や各プログラムへの予算配分も盛り込まれるものの、歳出予算法を法的に制約するのは予算総額のみである。また、予算決議が採択されないまま歳出予算法の審議が行われることもまれではなく、予算総額のレベルにおいても、予算決議の拘束力の度合いは、ときどきの政治状況に左右される。

③歳出予算法

毎年の各行政機関、各プログラムの予算配分を決定する法律で、連邦政府における本来の予算にあたる。両院の歳出予算委員会が策定の中心となり、各行政機関別に 12 本の歳出予算法として立法化される。

④増分主義

予算編成は、1 年間という時間的制約の下で策定されなければならない、かつ、あらゆる領域にわたる複雑な利害調整を必要とするため、予算の全体を包括的に斟酌することはできず、前年度の予算を基準としてそこからの増減のみに議論を集中させた形で行われるという、予算編成の現実を理論化した概念。前年度予算が基準とされるため、それが既得権益となって政治家や利益集団の利益分配型政治の基盤となる。

⑤社会保障年金

アメリカ連邦政府が提供する公的年金。所得の一定割合を租税として収める社会保障税を財源としており、国民の 90%以上が加入している。1933 年、フランクリン・D・ルーズベルト政権によって設立されて以降今日に至るまで安定的に定着をみている。

⑥エンタイトルメント・プログラム

連邦予算のうち、社会保障年金のように、受給者や受給額があらかじめ歳出予算法以外の法律によって定められているために、歳出予算法によることなく、毎年度の支出額が自動的に決定される連邦プログラムのこと。こうしたプログラムの支出は、歳出予算法の裁量の余地なく自動的に決まってしまうという意味で、義務的経費と呼ばれる。

⑦リコンシリエーション

財政赤字削減を目的とした法案で、立法過程において特権的地位を与えられた法案のこと。調整法とも訳される。上院議会での一般の立法過程では、法案の審議を打ち切り採択に伏すには過半数ではなく5分の3以上の賛成が必要であり、これがアメリカ議会における立法化の壁の一つとなっている。これに対して、リコンシリエーション法案は、審議時間が20時間に制限され、これを超える審議のためには逆に5分の3以上の賛成での採択が必要となる。なお、リコンシリエーションにおいて財政赤字削減の対象となるのは、税収と義務的経費とされており、リコンシリエーション法案の提出は予算委員会が予算決議案に付帯する形で行うこととされている。

⑧小さな政府

→第5章（政治システム）の重要用語の⑫を参照。

⑨ブッシュ減税

ジョージ・W・ブッシュ政権（2001～2009年）は、政権発足時の第1公約として、保守派の「小さな政府」の論理に依拠して、大幅減税を掲げ、第1期を中心に、立て続けに減税法案を立法化させた。この一連の減税立法を総称してブッシュ減税という。減税の規模においてはとりわけ、税率引き下げをはじめとした所得税の大幅減税を主な内容とした2001年経済成長・減税リコンシリエーション法（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）、キャピタルゲイン減税、配当減税を主な内容とした2003年雇用・成長減税リコンシリエーション法（Job and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003）が大きい。なお、ブッシュ減税のほぼすべての規程は、2010年末までの時限立法として制定された。

⑩財政の硬直化

一般に、財政赤字が持続的に増加し続けると、政府債務残高の上昇を招き、国債の元利償還に充てられる国債費が増大する。このようにして、国債費の増加により、財政支出総額に占める国債費の割合が高まり、国債費が他の政府支出を圧迫し、政府財政の裁量度を狭める現象を財政の硬直化という。